

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税5) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税4)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>①特別償却又は税額控除</p> <p>国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。</p> <p>・対象設備: 機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上)</p> <p>・特別償却率: 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23% ・税額控除率: 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7% (当期法人税額の20%までを限度とする)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10において令和8年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条 租税特別措置法第42条の10 同施行規則第20条の5 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第38項</p>	
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和4年度～令和9年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度: 創設 平成27年度: 拡充	

			<p>(適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。)</p> <p>平成 28 年度:見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。)</p> <p>平成 30 年度:見直しの上、延長 (① 特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、③特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直した上で、2年延長)</p> <p>令和2年度:見直しの上、延長 (① 特定事業の範囲(高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供、多国籍企業が行う統轄事業、高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービス提供、外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育)、②提出書類の削減を見直した上で、2年延長)</p> <p>令和4年度:適用期限の延長(2年)</p> <p>令和6年度:見直しの上、延長 (特定事業の範囲(農業分野(特定中核を除く)及び国際会議等向け「その他の施設」の除外)を見直した上で、2年延長)</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・ 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等(課税の特例) 第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条</p>

			<p>第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であって、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>・ 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年2月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策6 地方創生 施策6 地方創生に関する施策の推進</p>
	③	租税特別措置等により達成しようとする目標	<p>実施施策に係る政策評価の中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 (国家戦略特区制度の目標) 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>さらに、国家戦略特区の各指定区域は、上記目標に向けて、それぞれの区域方針を定めるとともに目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 これまでに当該税制措置を適用して特定事業を実施した国家戦略特別区域(以下「特区」という。)は、3地域(東京圏、関西圏及び新潟市)である。特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標(自治体によっては政策目標として設定されている場合もある)などを参考に達成しようとする目標を表すこととしている。 なお、新潟市については活用していた「農業」分野が令和6年度税</p>

		<p>制改正で対象から除外されたこと及び評価実施期間における実績がなかったことから、評価対象から除外している。</p> <p>①東京圏 東京圏においては、東京都及び神奈川県において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。</p> <p>【東京圏の目標】 世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。</p> <p>【東京都の特区目標に合致する指標】 東京都では長期計画「未来の東京戦略」を令和3年に、「2050 東京戦略」を令和7年に公表。いずれも、この中で特区目標に関わる指標として以下のとおり設定している。 海外高度人材 2019 年 18,296 人 ⇒2023 年 22,197 人 ⇒2026 年度目標 35,000 人 ⇒2030 年目標 50,000 人 ⇒2035 年目標 50,000 人以上 (なお、前回評価書においては「2025 年度までの目標 30,400 人」を記載)</p> <p>国際会議の誘致については「東京都 MICE 誘致戦略 2023」を令和5年に公表しており、令和7年公表の長期計画「2050 東京戦略」においても上記目標に関わる指標として以下のとおり設定。</p> <p>国際会議開催件数 2019 年 世界第 10 位(140 件) ⇒2023 年 世界第 13 位(91 件) ⇒2030 年 世界第 3 位以内 ⇒2035 年 世界第 3 位以内 出典「2050 東京戦略」</p> <p>【神奈川県の特區目標に合致する指標】 神奈川県で策定した「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、特区目標に関わる指標として以下が該当する。 県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数(累計) 2027 年まで 34 件</p> <p>②関西圏 関西圏においては、大阪府及び京都府において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。</p> <p>【関西圏の目標】 健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生</p>
--	--	---

			<p>医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。</p> <p>【大阪府の特区目標に関連する指標】 大阪府で策定している「大阪の再生・成長に向けた新戦略」において、特区目標に関連するものとして、健康・医療関連産業のリーディング産業化を重点分野の1つとし、取組みを進めている。 大阪府の医療機器生産額は、令和3年は880億円、令和4年は744億円となっている。全国に占めるシェアは2.9%であり、引き続き拡大を目指している。 大阪府の強みであるライフサイエンス分野について、彩都・健都・中之島の三拠点において医療機器関連産業を含むライフサイエンス分野の関連企業等の集積をさらに進め、そこから生まれる様々なシーズをうまく事業化に結び付けていく。</p> <p>【京都府の特区目標に関連する指標】 京都府では、「京都府総合計画」を令和4年12月に改訂。このうち特区目標に関連する指標として以下が該当する。 スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状(H27～R1年度):83件⇒目標(R5～R8年度):133件 府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計) 現状(R1～R3平均):20件⇒目標(R4～R7年度):80件 R8年度以降もさらなる拡大を図る観点から、R7年度までと同様に毎年20件の増加を目指す。</p>																					
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	<p>本税制措置が講じられることにより、国家戦略特区において17の事業が実施されており、そのうち高度医療に関する新薬・新しい医療機器の研究開発に関わるものが5事業、MICE施設やインターナショナルスクール等の整備により国際的な経済活動の拠点形成に資するものが11事業、農業の高付加価値化につながる研究開発に関わるものが1事業実施されており、研究開発に関わる事業においては研究開発が行われ製品化等に繋がったものが出てくるとともに、整備された施設・設備は引き続き新たな研究開発に寄与している。また、経済活動の拠点形成につながる施設については、当該施設の開業(開業済みは7施設)により、国際会議等の開催・誘致や、海外高度人材の呼び込みに貢献するなど、各特区が掲げる特区目標に寄与している。</p>																					
10	有効性等	① 適用数	<p>(単位:法人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 4</th> <th>令和 5</th> <th>令和 6</th> <th>令和 7</th> <th>令和 8</th> <th>令和 9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数</p> <p>【算定根拠】 別紙1を参照</p>	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	特別償却	0	0	0	0	0	0	税額控除	0	1	0	3	0	0
年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9																		
特別償却	0	0	0	0	0	0																		
税額控除	0	1	0	3	0	0																		
		② 適用額	(単位:百万円)																					

年度区分		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
適用額	特別償却	0	0	0	0	0	0
	税額控除	0	1,552	0	3,048	0	0
(適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額							
【算定根拠】 別紙1を参照							
③	減収額	特別償却については R4年度～R9年度の調査期間において適用及び適用見込なし					
【税額控除】 単位:百万円							
年度区分		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
法人税		0	1,712	0	3,362	0	0
法人住民税		0	0	0	0	0	0
法人事業税		0	40	0	79	0	0
【算定根拠】 別紙1を参照							
④	効果	<p>《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》</p> <p>○政策目的達成の実現状況</p> <p>特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に実現状況を表すこととしている。</p> <p>①東京圏を構成する東京都の取組</p> <p>令和元年度以降の適用実績及び今後の適用見込(事業実施計画の大臣確認済み事案)は以下のとおり。</p>					
年度		事業(竣工・竣工見込ベース)				税制対象設備投資額(税額控除)	

平成 30 年度	インキュベーションオフィス 1 事業	355 百万円
令和 1 年度	インキュベーションオフィス 1 事業 MICE 1 事業	33,414 百万円
令和 2 年度		0
令和 3 年度	サービスアパートメント 1 事業	9, 352 百万円
令和 4 年度		0
令和 5 年度	インターナショナルスクール 1 事業 MICE 1 事業	27,991 百万円
令和 6 年度		
令和 7 年度	サービスアパートメント 1 事業 インターナショナルスクール 2 事業 MICE 1 事業	85,061 百万円
令和 8 年度		
令和 9 年度		

出典：令和 5 年度までは「令和 5 年度 国家戦略特区法の評価について」、令和 6 年度以降は事業実施計画ベースとしている。

上記事業（MICE 除く）における東京都の特区目標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。

	海外高度人材	インキュベーションオフィス	サービスアパートメント	インターナショナルスクール
	出入国在留管理庁統計	新規事業を行う海外高度人材の同居者数※1	整備戸数 ※2	定員数 ※3
令和 4 年度	20,008 人	14	160 戸	—
令和 5 年度	24,327 人	10	160 戸	880 人
令和 6 年度	26,523 人	11	160 戸	880 人
令和 7 年度	約 3 万人 ※2	11 ※3	1,177 戸 ※3	1,320 人 ※3
令和 8 年度	約 3.4 万人 ※2	11 ※3	1,177 戸 ※3	1,320 人 ※3
令和 9 年度	約 3.8 万人 ※2	11 ※3	1,177 戸 ※3	1,320 人 ※3

出典：インキュベーションオフィスは実績値、サービスアパートメント及びインターナショナルスクールは実績値及び事業実施計画ベースとしている。

※1：サービスアパートメントの税制適用額は外国人同居面積想定割合で算定しているが、効果については整備戸数をもとに推計（後述）

※2：東京都の海外高度人材の令和 12 年までの目標 5 万人となっているため、令和 7 年度実績以降は、令和 12 年目標達成から逆算（増加分を均等割）したもの。

※3：各施設の利用対象者である海外高度人材数は令和 4 年度以降、

増加傾向にあり、各施設についても令和7年度以降施設のキャパシティが継続するものと想定

上記事業(MICE 事業)における東京都の特区目標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。

	MICE 施設 数	国際会議等 の件数 ※1 ※2	国際会議等 の日数 ※2	順位 ※3	東京都の国 際会議開催 件数 ※3
令和4年度	1	5件	35日	5位※6	201件※6
令和5年度	2	36件	227日	4位※6	226件※6
令和6年度	3	52件	301日	- ※4	- ※4
令和7年度	3	招致活動中	招致活動中	- ※5	-
令和8年度	3			-	-
令和9年度	3			-	-

出典：令和6年度までは実績値。令和7年度以降は事業実施計画による。

※1：当該施設は、国際会議等を対象としており、これには国際会議の他、討論会、講習会その他これらに類する集会並びにこれらに併せて行われる観光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催し(いわゆるアフターコンベンション)も含まれている。このため、東京 MICE 戦略の目標である国際会議以外の会議も含まれる。

※2：認定を受けるにあたり各施設とも事業実施計画を策定し、招致を予定する国際会議等の割合を出すこととしているが、令和5年度までに竣工した2施設とも事業実施計画はコロナ発生前に作成し大臣確認を得たものである。入国制限緩和以降、会議等の開催は回復傾向にあるものの、計画策定時とは事業環境が異なること、また、ハイブリッド開催にも対応する施設であり国際会議等の開催も回復傾向であるが現在招致活動に取り組んでいることなど、このように複数の変動要素があることから事業実施計画から推計される開催件数を採用しないこととし、招致活動中と表記した。

※3：出典 UIA 国際会議統計(日本政府観光局ホームページで公表)

※4：国際会議統計の令和6年度は今後公表予定である。なお、国際会議の開催件数は増加しており、着実に推移している。

※5：令和5年度と比べ、適用事業者のヒアリングに基づき現在の会議招致状況から一定以上の国際会議等の開催が見込まれる。また、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、東京都においては2030年までに世界3位以内の達成を目標としている。

※6：令和元年度は特区を活用した国際会議場が整備されておらず、実績値は存在しない。

上記施設の整備・運営状況を踏まえ、本取組における海外高度人材の呼び込み効果を以下のとおり推計した。

インキュベシ ョンオフィス	サービスアパ ートメント	インターナシヨナ ルスクール	効果 (計)

	※1	※2	※3	
令和4年度	14人	126人	0人	140人
令和5年度	10人	125人	880人	1,015人
令和6年度	11人	120人	880人	1,015人
令和7年度	11人	503人	1,320人	1,834人
令和8年度	11人	503人	1,320人	1,834人
令和9年度	11人	503人	1,320人	1,834人
令和10年度	11人	503人	1,752人	2,266人

※1: インキュベーションオフィス入居の1社につき、海外高度人材(社長)1名としての推計

※2: 整備戸数×全貸室面積に占める外国人利用可能面積比率より高度外国人材の利用戸数を推計。令和7年度以降は、令和6年度実績(75%)又は事業実施計画のKPIをもとに推計。なお、家族同伴の場合、1世帯に複数人海外高度人材が居住することも想定されるが、上記推計では1戸あたり1人で推計

※3: インターナショナルスクールは、児童・生徒の一人に対してその親のいずれかが海外高度人材であると仮定。実際の外国籍生徒割合に限らず、事業実施計画上の定員数分までは海外高度人材の呼び込み効果があるとして推計

なお、国際会議等については、令和7年度までに計3施設が稼働予定であることから、東京都の国際会議等の開催に寄与していくものと推計される。

このことから、適用した施設では令和6年度の海外高度人材の来訪に1,015人分貢献していると推計される。

これらにより、東京圏東京都において、その特区目標のうち、インキュベーションオフィス、サービスアパートメント及びインターナショナルスクールの整備等により世界で一番ビジネスのしやすい環境に繋げるとともに、国際会議等の開催により世界から人材が集まり、これらの取組により国際的ビジネス拠点形成に繋がっており、目標への寄与が見込まれる。

②東京圏を構成する神奈川県を取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象 設備投資額 (特別償却)	成果等
平成29年度～令和6年度	再生医療の研究開発に関する設備導入	139百万円	再生医療関係の研究開発を実施し、3件の製品化に向けて治験を実施中。

出典:「令和6年度 国家戦略特区法の評価について」

当該施設では、再生医療の研究開発に関する設備導入を行い、再生医療の研究開発を実施しており、令和6年度時点で3件の製品化に向けて治験を実施中。これらは神奈川県の再生医療等関連産業の市場形成に資する取組である。

前記事業における神奈川県の特区目標に関わる指標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。

	県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数		製品化された税制適用事業
年度	目標値(累計)	実績値	
令和4年度	—	24 件	0 件※
令和5年度	—	28 件	0 件※
令和6年度	31 件	32 件	0 件※
令和7年度	32 件	製品化された場合 1 以上の効果	開発中
令和8年度	33 件		開発中
令和9年度	34 件		開発中

出典:神奈川県による調査

※ 適用事業者は令和3～6年度の薬事申請はなかった。

上記のとおり、過去の税制適用数は県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数に寄与している。例えば令和2年度の件数2件に対し製品化された適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

③関西圏を構成する大阪府の取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象設備投資額(税額控除)	成果等
平成 28 ～ 29 年度	高度医療に係る医療機器の研究開発	601 百万円	これまでに医療機器を2件開発し、製品化(薬事承認含む)した。
平成 29 ～ 30 年度	再生医療に係る新薬の研究開発	4408 百万円	複数の新薬の研究開発に取り組んでおり、一部は治験を実施した。
平成 30 年度	高度医療に係る医薬品の大量製造技術の確立に向けた研究開発	1271 百万円	これまでに大量製造技術を開発・確立し、医薬品の提供を開始した。

出典:「令和6年度国家戦略特別区域の評価(本文)」

これら研究開発施設(3施設)においては、多くの事案で製品化または製品化に向けた治験開始に至っている。一方、引き続き研究開発を行っている事案もあり、特区の目標である「再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進」の達成に貢献している。

前記事業における大阪府の特区目標に関連する指標

	医療機器生産額	実績値

年度	全国に占めるシェア	生産額	製品化された税制適用事業
令和2年度	3.4%	829億円	1件
令和3年度	3.4%	880億円	0件※2
令和4年度	2.9%	744億円	0件※2
令和5年度	3.0%	805億円	0件※2
令和6年度	— ※1	— ※1	0件※2
令和7年度	製品化された場合シェア 3.0%程度	さらなる拡大を目指す	開発中
令和8年度			
令和9年度			

出典：令和5年薬事工業生産動態統計年報

※1 令和6年度実績については、今後公表予定である。

※2 適用事業者は令和3～6年度の製品化実績はなかった。

税制適用事業の製品化後、当該企業全体の売上高は増加の一途をたどっており、税制措置が医療機器生産額の増加の一助になっている。今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

④関西圏を構成する京都府の取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象設備投資額(特別償却)	成果等
平成28年度～30年度	iPS細胞由来の血液製剤の研究開発に関する設備導入	111百万円	iPS細胞由来の血液製剤の研究開発及び治験を実施。

出典：「令和6年度 国家戦略特区法の評価について」

上記研究開発施設は、iPS細胞由来の血液製剤の研究開発及び治験を実施しており、特区の目標である「再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進」の達成に貢献している。

上記事業における京都府の特区目標に関連する指標

年度	スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計)		適用事業数
	目標値	実績値	
令和4年度	33件	52件	0件※
令和5年度	66件	100件	0件※
令和6年度	100件	122件	0件※
令和7年度	—	製品化された場合1以上の効果	開発中
令和8年度	—		開発中
令和9年度	—		開発中

出典：京都スタートアップ・エコシステム推進協議会による調査

※ 税制適用事業者がいなかったため令和4～6年度は実績がなかった。

年度	府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計)		適用事業数
	目標値	実績値	
令和4年度	20件	19件	—※
令和5年度	40件	35件	—※
令和6年度	60件	59件	—※
令和7年度	80件	税制適用事業者がいる 場合1以上の効果	—
令和8年度	100件		—
令和9年度			—

出典：京都府による調査(実績値は工場立地動向調査)

※1 税制適用事業者がいなかったため令和4～6年度は実績がなかった。

※2 令和元年～令和3年の実績値(累計)は60件

※3 令和7年度実績は集計途上であるが、令和6年度は単年度で目標を上回る増加となっており、順調に推移している。

前記のとおり、過去の税制適用数はスタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計)に寄与している。例えば平成27年度～令和元年度の設立数83件に対し適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由

上記のとおり、本税制を適用した事業者は、それぞれの事業実施計画に基づき設備・施設を導入するとともに、これら設備・施設を活用して各事業実施計画に示された特定事業を実施している。

定量的な目標として、各特区を構成する自治体が別に定める指標などから設定し、各特区の目標に対して一定程度それぞれ貢献している。例えば東京圏では国内外の人の交流・企業の集積に必要な施設を整備し、それらが運営されることで海外高度人材の増加や国際会議等の招致が図られることで国際的な経済活動の拠点形成が図られていく。関西圏では主に研究開発などから新製品の開発や新たな技術確立が行われ、これらは新たな製品開発などに繋がることで、産業の国際的な競争力強化が図られていく。これらの成果は、前述のとおり各特区が所在する自治体の政策目標にそれぞれ貢献するとともに、その結果各自自治体の特区目標に資する取組となっており、かつ国家戦略特区の目的である、産業の国際競争力の強化と、国際的な経済活動の拠点形成に資する取組となっている。

【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

各図の下段に示す通り

《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》

適用事業者へのアンケート調査によると、
・税制措置の活用により同規模のオフィスと比較して賃料が低額となる
・国際的な経済活動の拠点形成に資する取組となっている

			<p>・税制措置を活用しない場合に比べて新規性・独自性のある国際水準のサービスアパートメントの整備が可能となった事例が見られた。</p> <p>また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、令和6年度に適用事業者へアンケートを行ったところ、税制措置に係る意思決定比重は29.4%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約176億円(599億円×29.4%)と推計され、税制に誘因された投資が海外高度人材の呼び込みや国際会議開催件数に寄与している。</p> <p>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 内閣府によるアンケート調査</p> <p>《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置のこれまでの対象事業は12事業(そのほか4事業は令和7年度中の制度適用を予定)と僅少である。</p> <p>これは、本特例措置及び国家戦略特区法は、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みを行う事業者が対象であり、また対象事業分野も高度な医療の提供に資する医療技術・医療機器・医薬品等や国際的な事業機会の創出や国際的な規模の事業活動の促進に資する事業(例:国際会議場等の整備)に限定されており、かつ、国家戦略特区の規制の特例措置を活用することが要件となる取組となっている。このような中、前述の「所期の目標の達成状況」とおり、国家戦略特区法の目的に資する事業が実施されている</p> <p>また、内閣府が業界・自治体向けに実施した本税制措置の適用を検討している事業数は、着工済み1件、令和8年度以降に着工事業で11事業あり、海外高度人材の誘致や国際会議等の招致を促進する動きが継続して行われる見込みである。</p> <p>加えて、国家戦略特区については、近年、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定(令和6年7月に連携”絆”特区2区域(宮城県・熊本県・福島県・長崎県)、令和6年7月に金融・資産運用特区の1つとして北海道を指定、令和7年7月に千葉県全域を追加指定)し、国際、医療の分野を含む新たな取組を開始している。</p> <p>これら新たに指定された特区における取組を含む特区制度については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月閣議決定)や「地方創生2.0基本構想」(令和7年6月閣議決定)において、国の果たすべき役割として、その運用を抜本的に強化し、地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を推進することとしており、新たな規制・制度改革を実現するための調査事業や利子補給金等の予算・金融措置も含め、地域のチャレンジを徹底して後押ししていくこととしている。</p> <p>これらにより、特区を活用した国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業がさらに進むことが見込まれている。</p> <p>以上のとおり、適用実績は少ないものの、当該措置によって、特区</p>
--	--	--	--

			<p>法の目的である特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みが進むことで研究開発の促進、国際会議の開催数や海外高度人材の増加といった効果をあげており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、当該設備投資の結果、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する研究開発や、海外高度人材の来訪や国際会議等の誘致につながるなど、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月(R5 内閣 02)

適用数等及び減収額の算定根拠

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	財務省適用実態調査	
② 特別償却実施額	0円	財務省適用実態調査	
③ 税額控除実施額	755842 円	財務省適用実態調査	
④減収額	0円	0円+0円0円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0円	$(0 \times 23.2\% + 0 \text{円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥法人住民税	0円	$0 \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	$0 \times 1\%$	$② \times \text{税率}$
⑨特別法人事業税	0円	$0 \text{円} \times 1\% \times 260\%$	$③ \times \text{税率}$

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	財務省適用実態調査	
② 特別償却実施額	0円	財務省適用実態調査	
③ 税額控除実施額	1,552.27 百万円	財務省適用実態調査	
④減収額	1,752.51 百万円	1,712.15 百万円+0円+40.36 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	1,712.15 百万円	$(0 \text{円} \times 23.2\% + 1,552.27 \text{百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥法人住民税	0円	$0 \text{円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$

⑦法人事業税	40.36 百万円	0円+40.36 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0 円	0 円 × 1%	② × 税率
⑨特別法人事業税	40.36 百万円	1,552.27 百万円 × 1% × 260%	③ × 税率

令和 6 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
② 特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③ 税額控除実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④ 減収額	0円	0円+0円 +0円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0円	(0円 × 23.2% + 0円) × (1 + 10.3%)	(② × 税率 + ③) × (1 + 税率)
⑥ 法人住民税	0円	0円 × 23.2% × 7.0%	② × 税率 × 税率
⑦ 法人事業税	0円	0円+0万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0円	0円 × 1%	② × 税率
⑨ 特別法人事業税	0円	0円 × 1% × 260%	③ × 税率

令和 7 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	3件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	適用事業数4件
② 特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	

③ 税額控除実施額	3,048 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④ 減収額	3,127.25 百万円	3,048 百万円+0円+79.25 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	3,361.94 百万円	(0円×23.2%+3,048 百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0円	0円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	79.25 百万円	0円+79.25 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0円	0円×1%	②×税率
⑨ 特別法人事業税	79.25 百万円	3,048 百万円×1%×260%	③×税率

令和8年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
② 特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③ 税額控除実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④ 減収額	0円	0円+0円+0円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0円	(0×23.2%+0円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥ 法人住民税	0円	0×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0円	0×1%	②×税率

	⑨特別法人事業税	0円	$0円 \times 1\% \times 260\%$	④ × 税率
--	----------	----	------------------------------	--------

令和9年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
⑤ 適用法人数	0件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
⑥ 特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
⑦ 税額控除実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	0円	0円+0円+0円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0円	$(0 \times 23.2\% + 0円) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times 税率 + ③) \times (1 + 税率)$
⑥法人住民税	0円	$0 \times 23.2\% \times 7.0\%$	② × 税率 × 税率
⑦法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	$0 \times 1\%$	② × 税率
⑨特別法人事業税	0円	$0円 \times 1\% \times 260\%$	④ × 税率